

# 平成30年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
<b>第一 所得税の見直し関係の改正</b>	
<b>1 給与所得控除の改正</b>	84
<p>(1) 給与所得控除の改正</p> <p>次のとおり改正が行われました。</p> <p>① 給与所得控除額を一律10万円引き下げることとされました。</p> <p>② 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げることとされました。</p> <p>(2) 税額表の改正</p> <p>上記(1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の改正が行われました。</p>	
<b>2 公的年金等控除の改正</b>	86
<p>公的年金等控除について、次の改正が行われました。</p> <p>(1) 控除額が一律10万円引き下げられました。</p> <p>(2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられました。</p> <p>(3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げることとされました。</p>	
<b>3 基礎控除の改正</b>	89
<p>基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用</p>	

はできないこととされました。また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました。

#### 4 特定支出控除の改正

91

特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出を加えるとともに、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃した上、帰宅のために通常要する自動車等を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加えることとされました。

#### 5 上記1から3までの改正に伴う所得税法関係の改正

##### (1) 雑損控除

95

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げることとされました。

##### (2) 寡婦（寡夫）控除

95

寡婦（寡夫）に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げることとされました。

##### (3) 勤労学生控除

95

勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げることとされました。

##### (4) 配偶者控除

96

同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げることとされました。

##### (5) 配偶者特別控除

96

対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました。

##### (6) 扶養控除

96

扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げることとされました。

##### (7) 給与等又は公的年金等の源泉徴収の際の配偶者に関する控除

96

源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げることとされました。

(8) 災害減免法の徴収猶予 徴収猶予限度額の算定をする場合には、基礎控除についても他の各種控除と同様に、その見積額により計算することとされました。	96
<b>第二 金融・証券税制の改正</b>	
<b>1 信託財産に係る利子等の課税の特例等の改正</b>	
(1) 集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者が確定申告書に記載するその収益の分配に係る源泉徴収税額から控除外国所得税の額（その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された外国源泉所得税の額に、その収益の分配の額の総額のうちその者が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額）を控除することとされました。	98
(2) 集団投資信託を引き受けた内国法人は、その集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対して通知外国所得税の額その他の事項を通知しなければならないこととされました。	99
(3) 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除する外国源泉所得税の額は、その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度とすることとされました。	101
(4) 受益権投資目的証券投資信託について、その設定に係る受益権の募集を一定の公募により行われたものとする要件が撤廃されました。	102
<b>2 個人が氏名又は住所の変更をした場合の告知等の改正</b>	
(1) その都度告知等を要しないこととされる特例の対象となる個人が、氏名又は住所の変更に係る告知等をする場合には、その者の個人番号の告知等を要しないこととされ、その告知等の際の個人番号を証する書類の提示等に代えて、変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等変更確認書類の提示をすることができることとされました。	107
(2) 個人が氏名又は住所の変更に係る（特別）非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合には、その申告書に個人番号の記載を要しないこととされ、その提出の際の個人番号を証する書類の提示等に代えて、変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する書類の提示をすることができることとされました。	107
(3) 非課税貯蓄申告書等の提出等をした者が、その告知をした事項が記載された帳簿の記載事項の変更届出書（氏名又は住所の変更に係るものに限ります。）を提出する場合には、個人番号の記載を要しないこととされ、その届出書には、個人番号を証する書類の写しの添付等に代えて、変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する書類の写しの添付ができ	108

	ることとされました。	
(4)	公的年金等の支払者が公的年金等の受給者本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けて作成した帳簿を備えている場合におけるその帳簿は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に個人番号の記載を要しないこととすることができる公的年金等の支払者が備え付けるべき帳簿に該当することとされました。	109
<b>3</b>	<b>無対価組織再編成に係る整備</b>	112
	対価が交付されない合併、分割及び株式交換について、非適格組織再編成となる場合における処理の方法が明確化されました。	
<b>4</b>	<b>信託財産に係る利子等の課税の特例の改正等に伴う支払調書等の改正</b>	115
	信託財産に係る利子等の課税の特例の改正等に伴い利子等の支払調書等に通知外国所得税の額等を記載することとされました。	
<b>第三 その他の改正</b>		
<b>1</b>	<b>返品調整引当金制度の廃止</b>	118
	所要の経過措置が講じられた上で、制度が廃止されました。	
<b>2</b>	<b>固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の改正</b>	120
	この特例の適用対象に、農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が追加されました。	
<b>3</b>	<b>延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期の改正（改正後：リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）</b>	122
	所要の経過措置が講じられた上で、対象となる資産の販売等がリース譲渡に限定されました。	
<b>4</b>	<b>資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の改正</b>	125
	控除対象外消費税額等の計算において、課税仕入れ等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合等の課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額は、地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算した金額とされました。	
<b>5</b>	<b>生命保険料控除及び地震保険料控除に係る年末調整手続の改正</b>	127
	給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、生命保険料控除証明書又は地震保険料控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。	
<b>6</b>	<b>光ディスク等による調書等の提出の特例の改正</b>	128
	この特例の対象となるかどうかの判定基準となる調書等の提出期限の属す	

る年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）に引き下げられました。

## 7 寄附金控除制度の改正

129

特定公益増進法人の範囲に、市町村の窓口関連業務又は介護医療院の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が追加されました。

## 8 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の改正に伴う所得税関係の改正

(1) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）の施行の日の前日において特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金又は特例老齢農林年金の受給権を有していた者に対して支給するこれらの年金に係る特例一時金が、退職手当等とみなす一時金とされました。

132

(2) 改正法による特例年金給付の廃止に伴い、次の見直しが行われました。

132

① 特例年金給付に係る源泉徴収の方法の特例が廃止されました。

② 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の対象となる障害者等の範囲から、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の特例障害農林年金を受けている者及び同法附則の特例遺族農林年金を受けている遺族（妻に限ります。）である者が除外されました。

## 租税特別措置法等（所得税関係）の改正

本文  
参照頁

### 第一 所得税の見直し関係の改正

#### 1 所得金額調整控除の創設

(1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除することとされました。

136

(2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の

138

金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました。	
(3) 上記(1)の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとされました。	138
(4) 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記(2)の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除することとされました。	138
<b>2 青色申告特別控除の改正</b>	141
青色申告特別控除について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げ一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。	
(1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」（以下これらを「電磁的記録の備付け等」といいます。）を行っていること。	
(2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。	
(注) 平成32年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録の備付け等に係る承認を受けていない場合において、同年中にその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録の備付け等を行っているときは、上記(1)の要件を満たすこととする等の所要の措置が講じられています。	
<b>3 公的年金等控除の最低控除額等の特例の改正</b>	144
公的年金等控除の最低控除額等の特例について、公的年金等控除の見直しに伴い、65歳以上の者に係る公的年金等控除の最低控除額が引き下げられました。	
<b>4 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正</b>	145
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました。	

## 第二 金融・証券税制の改正

### 1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の改正

(1) 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額がある場合には、その金額は、支払の取扱者が源泉徴収するその上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額を限度としてその源泉徴収所得税の額から控除することとされました。 150

① 投資信託（証券投資信託その他一定のものに限ります。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配 その投資信託又は特定受益証券発行信託の信託財産についてその投資信託又は特定受益証券発行信託を引き受けた法人が納付した所得税及び外国源泉所得税の額のうちその収益の分配に対応する一定の金額

② 特定目的会社の利益の配当 その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうちその利益の配当に対応する一定の金額

③ 投資法人の投資口の配当等 その投資法人が納付した外国法人税の額のうちその配当等に対応する一定の金額

④ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当 その特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうちその剰余金の配当に対応する一定の金額

(2) 上記(1)により控除する外国源泉所得税及び外国法人税の額は、その上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額にその投資信託若しくは特定受益証券発行信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度とすることとされました。また、上記(1)により控除する金額その他の一定の金額は、その上場株式等の配当等の金額に加算することとされました。 150  
152

(3) 上記(1)により控除された金額に相当する金額のうち外国源泉所得税又は外国法人税の額に対応する一定の金額は、分配時調整外国税相当額の控除制度の対象とすることとされました。 153

(4) 支払の取扱者は、上記(1)の控除をする場合には、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、控除外国所得税相当額その他の事項を通知しなければならないこととされました。 157

### 2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 165

① 非課税口座簡易開設届出書の創設

非課税口座を開設しようとする居住者等は、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出をすることができることとされました。

② 非課税口座内上場株式等の移管手続の簡素化

非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定に移管されるもの及び特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載されたものを除き、その特定口座に移管されることとされました。

③ 非課税口座廃止手続の見直し

平成28年1月1日前に非課税口座を開設した居住者等でその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていないものが非課税口座廃止届出書を提出する場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から、個人番号を除外することとされました。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 171

未成年者口座内上場株式等は、非課税期間終了の日に未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定等に移管されるもの及び特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載されたものを除き、その特定口座に移管されることとされました。

3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

(1) 特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、居住者等が取得した特定譲渡制限付株式等で、特定口座への受入れをその譲渡についての制限が解除された時にその制限が解除された特定譲渡制限付株式等の全てについて振替の方法により行う一定のものが追加されました。 175

(2) 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人は、分割型分割、株式分配又は払戻し等を行った場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、特定口座内保管上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととされました。 176

4 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正 178

(1) 地域再生法の特定地域再生事業を行う株式会社に係る措置の特定新規株式が、地域再生法の特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株



式で、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成30年6月1日）から平成32年3月31日までの間に発行されるものに改められました。

- (2) 特定新規株式の範囲から、総合特別区域法の指定会社により発行される株式が除外されました。
- (3) 国家戦略特別区域法の株式会社により発行される特定新規株式の発行期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。

## 5 個人が氏名又は住所の変更をした場合の手續の改正

- (1) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、氏名又は住所の変更に係る財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書を提出する場合には、個人番号の記載を要しないこととされました。 182
- (2) 居住者等が氏名又は住所の変更に係る特定寄附信託異動申告書等の提出をする場合には、その特定寄附信託異動申告書等に個人番号の記載を要しないこととされ、その提出の際の個人番号を証する書類の提示等に代えて、変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する書類の提示をすることができることとされました。 183
- (3) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けている権利者等が氏名又は住所の変更をした場合の届出事項から、個人番号を除外することとされました。 183

## 6 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設 184

個人が、産業競争力強化法の認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成33年3月31日までの間に特別事業再編計画の認定を受けた法人に限ります。）の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人の株式等を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合には、その株式等の譲渡はなかったものとみなし、その譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の課税を繰り延べることとされました。

## 第三 住宅・土地税制の改正

### 1 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正 187

買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又はその取得期限までに地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことが加えられるとともに、適用期限が平成31年12月31日まで2年延長されました。

2	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正 適用期限が平成31年12月31日まで2年延長されました。	190
3	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正 適用期限が平成31年12月31日まで2年延長されました。	192
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正 (1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が平成32年12月31日まで3年延長されました。 (2) 食品商業集積施設整備事業の用に供するために土地等が買い取られる場合が適用対象から除外されました。	194
5	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正 適用対象に農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地及びその上に存する農作物の栽培に関する権利が加えられるとともに、独立行政法人農業者年金基金に対して一定の農地等を譲渡した場合が適用対象から除外されました。	195
6	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の廃止 特例が廃止されました。	196
<b>第四 事業所得等に係る税制の改正</b>		
1	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止 適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。	197
2	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設 青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた工場等を設置している者及び荷主は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日）から平成32年3月31日までの期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、これを国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した年においてその高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却ができることとされました。また、青色申告書を提出する中小事業者には、高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）との選択適用ができることとされました。	197

<p>3 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）</p>	<p>202</p>
<p>移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が追加された上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	
<p>4 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）</p>	
<p>(1) 特定地域基準雇用者数に係る措置は、適用期限（平成30年）の到来をもって廃止されました。</p>	<p>207</p>
<p>(2) 地方事業所基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>207</p>
<p>① 適用要件のうち「基準雇用者数が5人以上（中小事業者は、2人以上）であることにつき証明がされたこと」との要件が「特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件とされました。</p>	
<p>② 適用要件のうち給与等支給額に係る要件における比較給与等支給額の算出において適用年の前年分における給与等の支給額にその適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額に乗ずる割合が20%（改正前：30%）に引き下げられました。</p>	
<p>③ 移転型事業に係る特定業務施設に、準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたものが追加されました。</p>	
<p>④ 地方事業所税額控除限度額について、その算出における基準雇用者割合に係る要件が「基準雇用者割合が8%以上（移転型事業は、5%以上）（改正前：10%以上）であること」とされた上、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。</p>	
<p>イ 基準雇用者割合が8%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者（その適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数が零であることにつき、証明がされた場合：次に掲げる金額の合計額</p>	
<p>(イ) 60万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額</p>	
<p>(ロ) 50万円に、非特定新規雇用者数のうち新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数</p>	

を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ロ 基準雇用者割合が5%以上であることにつき証明がされた場合（上記イの場合を除きます。）：次に掲げる金額の合計額

(イ) 30万円に、特定新規雇用者基礎数（移転型特定新規雇用者数がある場合には、その特定新規雇用者基礎数のうちその移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

(ロ) 20万円に、非特定新規雇用者数のうち新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数（移転型非特定新規雇用者数がある場合には、その40%相当数に達するまでの数のうち移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に1.5を乗じた数を加算した数）と地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型非新規基準雇用者数が零を超える場合には、その計算した数のうちその移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に1.5を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

ハ 上記イ及びロの場合以外の場合：次の金額の合計額

(イ) 30万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(ロ) 20万円に、上記イ(ロ)の合計した数を乗じて計算した金額

⑤ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の適用を受ける年分については、この措置を適用しないこととされるとともに、税額控除額の上限が、この措置及び下記(3)の措置の合計（改正前：この措置、上記(1)及び下記(3)の措置並びに上記3の制度における税額控除の合計）とされた上、適用年の調整前事業所得税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました。

(3) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。

① 上記(2)③と同様の改正が行われました。

② 上記①の改正に伴い、地方事業所特別税額控除限度額について、計画の認定に係る特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合におけるその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗ずる金額が20万円とされました。

③ 税額控除額の上限が適用年の調整前事業所得税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました。

210

5 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度）

213

(1) 青色申告書を提出する個人が、平成31年から平成33年までの各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①及び②に掲げる要件を満たすとき（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。）は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（上記4の制度の適用を受ける場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額）の15%（教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合には、20%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされました。

① 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

② 国内設備投資額が償却費総額の90%相当額以上であること。

(2) 青色申告書を提出する中小事業者が、平成31年から平成33年までの各年（上記(1)の適用を受ける年等を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるとき（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。）は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（上記4の制度の適用を受ける場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額）の15%（次に掲げる要件を満たす場合には、25%）相当額の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）ができることとされました。

213

① 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 教育訓練費の額から中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

ロ その中小事業者が、その年の12月31日までににおいて中小企業等経営

強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

## 6 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

221

青色申告書を提出する個人で生産性向上特別措置法の認定革新的データ産業活用事業者であるものが、同法の施行の日（平成30年6月6日）から平成33年3月31日までの間に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備の取得等をして、これをその個人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日の属する年（供用年）においてその革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額に供用年において次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額に相当する金額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%（供用年において次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、15%）相当額が上限）との選択適用ができることとされました。

- (1) 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上である場合……5%
- (2) 上記(1)以外の場合……3%

## 7 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正

224

個人（中小事業者を除きます。以下同じです。）が、平成31年から平成33年までの各年において特定税額控除規定の適用を受けようとする場合において、その年において次に掲げる要件のいずれにも該当しないときは、その特定税額控除規定は適用することができないこととされました。ただし、その年分の事業所得の金額がその前年分の事業所得の金額以下である場合については、この措置の対象外とされました。

- (1) その個人の継続雇用者給与等支給額がその個人の継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- (2) その個人の国内設備投資額が償却費総額の10%相当額を超えること。

## 8 特定設備等の特別償却制度の改正

227

青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、その再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、これをその個人の国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その再生可能エネルギー発電設備等の取得価額の20%相当

	額の特別償却ができる措置が追加されました。	
<b>9</b>	<b>障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正</b>	229
	適用要件のうち「基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること」とする要件における重度障害者割合が55%以上に引き上げられた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	
<b>10</b>	<b>次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度の廃止</b>	230
	適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
<b>11</b>	<b>企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設</b>	230
	青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、これをその個人の保育事業の用に供したときは、その保育事業の用に供した日以後3年以内でその用に供した期間に限り、普通償却額の12%（建物等及び構築物については、15%）相当額の割増償却ができることとされました。	
<b>12</b>	<b>倉庫用建物等の割増償却制度の改正</b>	232
	適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	
<b>13</b>	<b>金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正</b>	233
	適用期限が平成32年まで2年延長されました。	
<b>14</b>	<b>特定災害防止準備金制度の改正</b>	233
	準備金の一括取崩し事由に次に掲げる場合が追加された上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	
	(1) 特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合	
	(2) 特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合	
<b>15</b>	<b>農業経営基盤強化準備金制度の改正</b>	234
	次の見直しが行われた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	
	(1) 適用対象となる交付金等から経営所得安定対策交付金が除外されました。	
	(2) 準備金の取崩し事由に農用地等の取得等をした場合が追加され、その場合における事業所得に係る総収入金額算入額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める準備金の金額とされました。	
	① 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合：その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額	
	② 農用地等（農業用の器具備品及びソフトウェアを除きます。）の取得等をした場合（上記①の場合を除きます。）：その取得等をした日におけ	

<p>る農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額</p>	
<b>16 農用地等を取得した場合の課税の特例の改正</b>	235
<p>この制度の必要経費限度額の計算の基礎となる農業経営基盤強化準備金制度における事業所得に係る総収入金額算入額から、上記15(2)②の金額が除外されました。</p>	
<b>17 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正</b>	236
<p>適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	
<b>第五 その他の改正</b>	
<b>1 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正</b>	
<p>(1) 一般特例の適用を受けた寄附財産で一定の方法により管理されているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件を満たす場合には、非課税措置の継続適用を受けることができることとされました。</p>	243
<p>(2) 承認手続の特例の対象となる贈与等の範囲に国立大学法人等に対する一定の贈与等を加えると同時に、承認手続の特例における贈与等を受けた財産が一定の株式等でないこととの要件が撤廃されました。</p>	245
<p>(3) その他所要の措置が講じられました。</p>	252
<b>2 消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用制度の創設</b>	254
<p>国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の給付を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せずに支払うこととされた年金については、源泉徴収を要しないこととされました。</p>	
<b>3 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正</b>	256
<p>適用対象となる社会保険診療の範囲に、介護医療院サービスが追加されました。</p>	
<b>4 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正</b>	257
<p>適用期限が平成32年分まで2年延長されました。</p>	
<b>5 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正</b>	258
<p>(改正後：国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税)</p>	
<p>適用期限（平成30年12月31日）の到来をもって、国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例が廃止されることとなりました。</p>	



<p><b>6 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続等の改正</b></p>	
<p>(1) 住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の提出に代えて、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、その住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p>	259
<p>(2) 居住日の属する年分（平成31年から平成33年までの各年分に限ります。以下「居住年分」といいます。）又はその居住年分の翌年以後のいずれかの年分の所得税につき住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p>	261
<p>(3) 住宅借入金等に係る債権者は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による交付に代えて、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人の承諾を得て、その住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p>	261
<p>(4) 住宅ローン税額控除の適用を受けるときに、確定申告書又は住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に添付すべきこととされている住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の範囲に、これらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等の情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面（電磁的記録印刷書面）が追加されました。</p>	263
<p><b>7 光ディスク等による調書等の提出の特例の改正</b></p> <p>この特例の対象となるかどうかの判定基準となる調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）に引き下げられました。</p>	263

法人税法等の改正	本文 参照頁
<b>1 収益認識に関する会計基準等への対応</b>	
収益認識に関する会計基準の導入に伴い、次の改正が行われました。	
(1) 内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが明確化されました。	273
(2) 内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の上記(1)の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、上記(1)にかかわらず、その資産の販売等に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが明確化されました。	274
(3) 内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが明確化されました。また、この引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れが生ずる可能性又は資産の買戻しの可能性がある場合においても、これらの可能性がないものとした場合における価額とされました。	275
(4) 返品調整引当金制度が廃止されました。	280
(5) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例について、対象となる資産の販売等がリース譲渡に限定されました。	280
<b>2 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設その他税務手続の電子化の推進</b>	
(1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設	289
特定法人である内国法人は、各事業年度の所得に対する法人税及びその法人税に係る地方法人税の申告については、中間申告書若しくは確定申告書（確定申告書に係る期限後申告書を含みます。）又はこれらの申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法（添付書類に係るものにおいては、光ディスク等を提出する方法を含みます。）により提供することにより、行わなければならないこととされました。ただし、電気通信回線の	

故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合で、かつ、書面による提出をすることができると認められる場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、書面により行うことができることとされました。	
(2) 連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出先の一元化等	300
連結親法人が連結子法人の個別帰属額等及び添付書類に記載すべきものとされている事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により提供したときは、連結子法人がその個別帰属額等を記載した書類及びその添付書類を提出したものとみなすこととされました。また、個別帰属額等に異動があった場合の書類の提出は、修正申告により異動した場合に限ることとされました。	
(3) 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出先の一元化	303
連結子法人となる法人の連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書及び連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類の提出並びに連結子法人の連結親法人等との間に連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類の提出が不要とされました。	
(4) 代表者等の自署・押印制度	305
法人税申告書、地方法人税申告書及び復興特別法人税申告書に代表者等が自署し、押印する制度は廃止されました。	
(5) 公共法人に地方税共同機構が追加されました。	306
<b>3 組織再編税制</b>	
(1) 適格株式分配に係る株式の保有関係に関する要件の見直し	309
完全支配関係がある法人間で行われる合併、分割、現物出資、株式交換及び株式移転（以下「合併等」といいます。）の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、その合併等の時からその適格株式分配の直前の時までその合併等に係る支配株主とその適格株式分配に係る完全子法人とされる法人との間に完全支配関係が継続することが見込まれていれば株式の保有関係に関する要件に該当することとされました。	
(2) 従業者従事要件及び事業継続要件の見直し	314
支配関係がある法人間の組織再編成及び共同で事業を行うための組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転すること等が見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件に該当することとされました。	
(3) 無対価組織再編成	316

対価が交付されない合併、分割及び株式交換について、適格組織再編成となる類型の見直しが行われるとともに、非適格組織再編成となる場合の処理の方法の明確化等が行われました。

#### 4 繰延ヘッジ処理による利益額若しくは損失額の繰延べ又は時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益若しくは評価損の計上 334

特別な有効性判定方法等の承認を受けたデリバティブ取引等に係る有効性判定等について、その承認に係る申請書の提出期限が適用を受けようとする最初の事業年度の申告書の提出期限の3月前の日とされました。

#### 5 その他

(1) 寄附金の損金不算入について、特定公益増進法人の範囲に市区町村の窓口関連業務又は介護医療院の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が追加されました。 336

(2) 社会医療法人について、認定要件の見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等とすることとされました。 339

(3) 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入制度について、農地法の改正に伴い、対象となる固定資産に農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が追加されました。 342

(4) 確定給付企業年金等の掛金等の損金算入について、確定拠出年金法の改正により創設された中小事業主掛金納付制度の掛金及び確定給付企業年金法の改正によりできることとされた確定給付企業年金の積立金等の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換の際に支出する積立不足分の掛金が、損金算入の対象とされました。 344

(5) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入について、課税仕入れ等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合等の課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額は、地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算した金額とされました。 347

(6) 特定同族会社の特別税率について、次の改正が行われました。 350

① 留保金額の計算上、所得等の金額のうち留保した金額から控除する法人税の額及び地方法人税の額は、分配時調整外国税相当額の控除をする前のこれらの金額を合計した金額から、法人税における分配時調整外国税相当額の控除制度等による控除をされるべき金額を控除した金額とされました。

② 租税特別措置法等の改正に伴う所要の規定の整備が行われました。

(7) 税額控除の順序について、分配時調整外国税相当額の控除制度の創設並びに外国子会社合算税制及びコーポレート・インバージョン対策税制の適用に係る税額控除措置の見直しに伴う所要の整備が行われました。	351
(8) 法人税額等の損金不算入について、相続税法の改正により創設された特定一般社団法人等に対する課税の規定により一般社団法人等が納付することとなる相続税の額は、損金の額に算入しないこととされました。	353
(9) 分配時調整外国税相当額の控除制度等の創設に伴い、次の改正が行われました。	353
① 所得税額の控除制度における控除対象となる所得税の額は、その所得税の額に係る分配時調整外国税相当額を除いた金額とされました。	
② 寄附金の損金算入限度額を計算する場合の所得の金額は、分配時調整外国税相当額の損金不算入制度を適用しないで計算した所得の金額とされました。	
③ 欠損金の繰戻しによる還付金額を計算する場合の所得に対する法人税の額は、分配時調整外国税相当額の控除制度による控除をした後の金額とされました。	

<b>租税特別措置法等（法人税関係）の改正</b>	本文 参照頁
<b>1 税額控除関係</b>	
(1) 研究開発税制について、試験研究費割合の算定における平均売上金額の計算の基礎となる各事業年度の売上金額につき所要の規定の明確化が行われました。	481
(2) 環境関連投資促進税制は、その適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。	358
(3) 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた工場等を設置している者及び荷主は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日）から平成32年3月31日までの間に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等は、その特別償却とその取得価額の7%相当額の税額控除（税額控除額は、当期の調整	360

前法人税額の20%相当額が上限とされています。)との選択適用)ができる制度が創設されました。

- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長された上、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。）の特別償却限度額及び税額控除割合が次のとおり引き下げられました。 377

① 特別償却限度額：その取得価額の45%（建物等及び構築物は、23%）相当額（改正前：その取得価額の50%（建物等及び構築物は、25%）相当額）

② 税額控除割合：14%（建物等及び構築物は、7%）（改正前：15%（建物等及び構築物は、8%））

- (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長された上、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31年3月31日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除きます。）の特別償却限度額及び税額控除割合が次のとおり引き下げられました。 379

① 特別償却限度額：その取得価額の34%（建物等及び構築物は、17%）相当額（改正前：その取得価額の40%（建物等及び構築物は、20%）相当額）

② 税額控除割合：10%（建物等及び構築物は、5%）（改正前：12%（建物等及び構築物は、6%））

- (6) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が追加された上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。 383

- (7) 雇用促進税制について、次の見直しが行われました。

① 特定地域基準雇用者数に係る措置は、その適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。 391

② 地方事業所基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。 391

- イ 適用要件のうち「基準雇用者数が5人以上（中小企業者等は、2人以上）であることにつき証明がされたこと」との要件が「特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件とされました。
- ロ 適用要件のうち給与等支給額に係る要件における比較給与等支給額の算出において適用年度前1年以内事業年度における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額に乗ずる割合が20%（改正前：30%）に引き下げられました。
- ハ 移転型事業に係る特定業務施設に、準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたものが追加されました。
- ニ 地方事業所税額控除限度額について、その算出における基準雇用者割合に係る要件が「基準雇用者割合が8%以上（移転型事業は、5%以上）（改正前：10%以上）であること」とされた上、次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額とすることとされました。
- (イ) 基準雇用者割合が8%以上であること又はその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数が零であることにつき、証明がされた場合：次の金額の合計額
- A 60万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額
- B 50万円に、非特定新規雇用者数のうち新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額
- (ロ) 基準雇用者割合が5%以上であることにつき証明がされた場合（上記イの場合を除きます。）：次の金額の合計額
- A 30万円に、特定新規雇用者基礎数（移転型特定新規雇用者数がある場合には、その特定新規雇用者基礎数のうちその移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額
- B 20万円に、非特定新規雇用者数のうち新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数（移転型非特定新規雇用者数がある場合には、その40%相当数に達するまでの数のうちその移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に1.5を乗じた数を加算した数）と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型非新規基準雇用者数が零を超える場合には、その計算した数のうちその移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に

1.5を乗じた数を加算した数) とを合計した数を乗じて計算した金額

(イ) 上記(イ)及び(ロ)の場合以外の場合：次の金額の合計額

A 30万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

B 20万円に、上記(イ)Bの合計した数を乗じて計算した金額

なお、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数を超える部分の数に対する金額（10万円（基準雇用者割合が10%以上であることにつき証明がされた場合には、40万円）に、その40%相当数を超える部分の数を乗じて計算した金額）は、廃止されました。

ホ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却若しくは法人税額の特別控除制度、その制度に係る特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例又はその制度に係る準備金方式による特別償却（特別償却準備金）制度の適用を受ける事業年度については、この措置を適用しないこととされるとともに、税額控除額の上限が、この措置及び下記③の措置の合計（改正前：この措置、上記①及び下記③の措置並びに上記(6)の制度における税額控除の合計）とされた上、当期の調整前法人税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました。

③ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。

イ 上記②ハと同じ改正が行われました。

ロ 上記イの改正に伴い、地方事業所特別税額控除限度額について、計画の認定に係る特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合におけるその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗ずる金額が20万円とされました。

ハ 税額控除額の上限が当期の調整前法人税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました。

(8) 所得拡大促進税制について、次の①及び②の措置によって構成される制度に改組されました。

① 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において次のイ及びロの要件を満たすとき（その法人の雇用者給与等支

396

405



給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。)は、その事業年度においてその雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その事業年度において雇用促進税制の適用を受ける場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額)の15%(その事業年度において次の要件を満たす場合には、20%)相当額の税額控除(税額控除額は、当期の調整前法人税額の20%相当額が上限とされています。)ができる措置

イ その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

ロ その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の90%相当額以上であること。

ハ その法人のその事業年度において損金算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること。

② 中小企業者等(中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。)

が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度(上記①の措置の適用を受ける事業年度、設立事業年度等を除きます。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるとき(その中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。)は、その事業年度においてその雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その事業年度において雇用促進税制の適用を受ける場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額)の15%(その事業年度において次の要件を満たす場合には、25%)相当額の税額控除(税額控除額は、当期の調整前法人税額の20%相当額が上限とされています。)

ができる措置

イ その中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

450

ロ 次の要件のいずれかを満たすこと。

(イ) その中小企業者等のその事業年度において損金算入される教育訓練費の額からその中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

(9) 青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法の認定革新的データ産業活用事業者であるものが、同法の施行の日（平成30年6月6日）から平成33年3月31日までの間に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備の取得等をして、これをその法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額に次の場合の区分に応じそれぞれ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除（税額控除額は、当期の調整前法人税額の20%（その事業年度において次の②の場合に該当する場合は、15%）相当額が上限とされています。）との選択適用ができる制度が創設されました。

① その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上である場合：5%

② 上記①の場合以外の場合：3%

(10) 法人税の額から控除される特別控除額の特例について、法人（中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等を除きます。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において特定税額控除規定の適用を受けようとする場合において、その事業年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（その事業年度（設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限ります。）の所得の金額がその事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。）は、その特定税額控除規定を適用しないこととする措置が追加されました。

① その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

② その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の10%相当額を超え

459

472

ること。	
(11) 各税額控除制度の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定との調整規定については、研究開発税制及び中小企業投資促進税制において規定し、その他の税額控除制度においてはこれらの規定を準用することとされました。	482
<b>2 特別償却関係</b>	
(1) 特定設備等の特別償却制度について、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、これをその法人の国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その再生可能エネルギー発電設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができる措置が追加されました。	490
(2) 耐震基準適合建物等の特別償却制度のうち技術基準適合施設に係る措置について、特別償却割合が18%（港湾法の港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得等をした技術基準適合施設は、22%）（改正前：20%）とされた上、特定点検結果報告を行う期間が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間とされるとともに、その適用期間がその報告を行った日から同日以後3年を経過する日までの期間とされました。	498
(3) 特定地域における電気通信設備の特別償却制度は、その適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。	500
(4) 青色申告書を提出する法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画（地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限ります。）について認定を受けたものが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、情報流通円滑化設備の取得等をして、これを東京圏以外の区域内においてその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その情報流通円滑化設備の取得価額の15%相当額の特別償却ができる制度が創設されました。	501
(5) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、適用要件のうち「基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること」とする要件における重度障害者割合が55%に引き上げられた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	506
(6) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度は、その適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました。	507

(7) 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、これをその法人の保育事業の用に供した場合には、その用に供した日以後3年以内の日を含む各事業年度において、その企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額の12%（建物等及び構築物は、15%）相当額の割増償却ができる制度が創設されました。	508
(8) 倉庫用建物等の割増償却制度の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました。	512
<b>3 準備金等関係</b>	
(1) 海外投資等損失準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	513
① 資源開発事業法人及び資源開発投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合が20%（改正前：30%）に、資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合が50%（改正前：70%）に、それぞれ引き下げられました。	
② 準備金に係る特定法人を被合併法人等とする適格合併等が行われた場合に準備金の取崩し事由に該当するか否かの判定について、その適格合併等により交付を受けた株式の発行法人が特定法人であるか否かによって判定することとされました。	
(2) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度の認定期限が、平成31年3月31日まで1年延長されました。	519
(3) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました。	519
(4) 特定災害防止準備金制度について、準備金の一括取崩し事由に次の場合が追加された上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	514
① 特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合	
② 特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合	
(5) 農業経営基盤強化準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	517
① 適用対象となる法人から特定農業法人である農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除きます。）が除外されました。	
② 適用対象となる交付金等から経営所得安定対策交付金が除外されました。	
③ 準備金の取崩し事由に農用地等の取得等をした場合が追加され、その	

場合における益金算入額が次の場合の区分に応じそれぞれ次の準備金の金額とされました。

イ 認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合：その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ 農用地等（農業用の器具備品及びソフトウェアを除きます。）の取得等をした場合（上記イの場合を除きます。）：その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

- (6) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、圧縮限度額の計算の基礎となる上記(5)の制度における益金算入額から上記(5)③ロの金額が除外されました。 519

#### 4 土地税制関係

- (1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率について、譲渡利益金額の算定における土地の譲渡等による収益の額につき所要の規定の明確化が行われました。 520

- (2) 取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例について、これらの特例の適用要件のうち第三者作成書類の添付要件が保存要件とされるとともに、適格分割等を行う場合において圧縮記帳ができる措置又は期中特別勘定の金額の損金算入ができる措置の適用を受けるときの第三者作成書類の添付義務が保存義務とされました。 520

- (3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、適格分割等を行う場合において圧縮記帳ができる措置の適用を受けるときの第三者作成書類の添付義務が保存義務とされました。 522

- (4) 取用換地等の場合の所得の特別控除制度について、その適用要件のうち第三者作成書類の添付要件が保存要件とされました。 523

- (5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、その適用要件のうち第三者作成書類の添付要件が保存要件とされました。 525

- (6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合に係る措置の適用期限が平成32年12月31日まで3年延長されました。 527

- ① その適用対象から食品流通構造改善促進法の認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供するために地方公共団体の出資に

	係る法人等に土地等が買い取られる場合に係る措置が除外されました。	
	② その適用要件のうち第三者作成書類の添付要件が保存要件とされました。	
(7)	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、農業振興地域の整備に関する法律の勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合に係る措置の対象となる農地又はその農地の上に存する権利に、農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地法の農地又はその農地の上に存する農作物の栽培に関する権利を含めることとされました。	529
(8)	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例は、廃止されました。	530
(9)	各追加課税制度の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定との調整規定については、使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例において規定し、土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率においてはその規定を準用することとされました。	531
<b>5</b>	<b>その他の特別措置関係</b>	
(1)	沖縄の認定法人の課税の特例について、情報通信産業特別地区に係る措置及び国際物流拠点産業集積地域に係る措置の軽減対象所得金額及び全所得金額並びに経済金融活性化特別地区に係る措置の適用を受ける事業年度の所得の金額を計算する場合には、分配時調整外国税相当額の損金不算入制度を適用しないで計算することとされました。	533
(2)	国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、軽減対象所得金額及び全所得金額を計算する場合には、分配時調整外国税相当額の損金不算入制度を適用しないで計算することとされた上、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	534
(3)	交際費等の損金不算入制度の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました。	555
(4)	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、その適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定との調整規定（改正前：読替え規定）が定められました。	551
(5)	法人が、産業競争力強化法の認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から平成33年3月31日までの間に特別事業再編計画の認定を受けた法人に限ります。）の行ったその認定に係	536

- る特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人の株式等の譲渡をし、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合には、当該他の法人の株式等の譲渡損益の計上を繰り延べる制度が創設されました。
- (6) 技術研究組合の所得の計算の特例の適用期限が、平成33年3月31日まで3年延長されました。 555
- (7) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置（認定事業再編事業者における設備廃棄等欠損金額の適用除外措置を含みます。）の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました。 555
- (8) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例について、対象となる社会保険診療が追加されました。 554
- (9) 特定の医療法人の法人税率の特例について、国税庁長官の承認及び承認の取消しに係る要件につき次の見直しが行われました。 542
- ① その要件における厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち、その医療法人の事業について、社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることとする基準における収入金額に次の収入金額が追加されました。
- イ 予防接種法の定期の予防接種等に係る収入金額
- ロ 助産に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とします。）
- ハ 介護保険法の保険給付に係る収入金額
- ② その経理に関し次の基準に適合していることとする要件が追加されました。
- イ 帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。
- ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。
- この要件の追加に伴い、承認に係る申請書の添付書類にこの要件を満たす旨を説明する書類が追加されました。
- (10) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長された上、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものの事業年度においては、この制度の適用を停止することとされました。 546
- (11) 法人税法又は地方法人税法の特定法人である内国法人が法人税等特例規定の適用を受ける場合には、法人税等特例規定による添付書類について、 546

法人税法又は地方法人税法において電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととされている添付書類記載事項に係る添付書類に含めることにより、電子申告の義務化の対象とされました。	
<b>6 租特透明化法関係</b>	555
法人税法の特定法人である法人が法人税申告書に添付すべきものとされている適用額明細書について、同法の添付書類記載事項に係る添付書類に含めることにより、電子申告の義務化の対象とされました。	
<b>7 震災税特法関係</b>	
(1) 法人税法の特定法人である法人が法人税特例規定の適用を受ける場合には、法人税特例規定による添付書類について、法人税法において電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととされている添付書類記載事項に係る添付書類に含めることにより、電子申告の義務化の対象とされました。	556
(2) 各税額控除制度の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定との調整規定については、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度において規定し、その他の税額控除制度においてはその規定を準用することとされました。	559
<b>8 沖縄復帰国税関係政令関係</b>	563
特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、その適用要件のうち第三者作成書類の添付要件が保存要件とされました。	

<b>相続税法の改正</b>	本文参照頁
<b>1 一般社団法人等に対する課税の見直し</b>	
(1) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税	566
① 特定一般社団法人等の理事である者（相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の理事であった者を含みます。）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時における同族理事（被相続人を含みます。）の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとされました。	



② ①により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除することとされました。	
(2) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し 個人から一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除きます。）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる改正前の要件（役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等）のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとされ、規定が明確化されました。	576
<b>2 その他の改正</b>	
(1) 納税義務の見直し 相続開始又は贈与の時ににおいて国外に住所を有する日本国籍を有しない者が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者（この期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、相続開始又は贈与の時ににおいて国内に住所を有していないものに限ります。）から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされました。ただし、その贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後2年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときにおけるその国外財産に係る贈与税については、この限りではありません。	579
(2) 電磁的記録による調書の提出基準の見直し 調書の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）に引き下げられました。	581
(3) 相続税の申告書の添付書類の拡充 相続税の申告書の添付書類に、次の書類が追加されました。 ① 戸籍謄本を複写したもの（改正前：戸籍謄本のみ） ② 一定の形式を備えた法定相続情報一覧図の写し又はそれを複写したものの	583
(4) 個人番号の記載の省略 個人がその氏名又は住所を変更する場合に提出する次に掲げる申告書について、これらの申告書を提出する者の個人番号の記載は要しないことと	584

され、これらの申告書の提出を受けた者は、これらの申告書にその提出した者の個人番号を付記することとされました。

- ① 障害者非課税信託に関する異動申告書
- ② 教育資金管理契約に関する異動申告書
- ③ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の改正	本文参照頁
<p><b>1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し</b></p> <p>(1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の特例が次のとおり創設されました。</p> <p>① 特例経営承継受贈者が、特例認定贈与承継会社の代表権を有していた者から、贈与によりその特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式等に係る課税価格に対応する贈与税の全額について、その特例経営承継受贈者の死亡の日等までその納税が猶予されます。</p> <p>② 特例経営承継受贈者が特例認定贈与承継会社の代表者以外の者から贈与により取得するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等についても、特例経営贈与承継期間（5年）内にその贈与に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とされます。</p> <p>③ 一般の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しません。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限り）を都道府県に提出しなければなりません。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定贈与承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければなりません。</p> <p>④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例経営贈与承継期間経過後に、特例認定贈与承継会社の非上場株式等の譲渡をするとき、特例認定贈与承継会社が合併（株式交換等を含みます。）により消滅するとき、特例認定贈与承継会社が解散をするときには、一定の納税猶予税額が免除されます。</p>	<p>597 606</p>

⑤	その他の要件等は、一般の事業承継税制と同様です。	
⑥	相続税の納税猶予制度についても上記と同様の特例が創設されました。	
(2)	相続時精算課税制度の適用対象の拡充	610
	特例経営承継受贈者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限ります。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとされました。	
(3)	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し	611
	一般の事業承継税制についても、上記(1)②と同様に、複数の贈与者からの贈与等が対象とされました。	
<b>2</b>	<b>特定美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設</b>	614
	個人が、一定の美術館と特定美術品の寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受けてその美術館にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」といいます。）がその寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとされました。	
<b>3</b>	<b>農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し</b>	
(1)	相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例の創設	621
	次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用することとされました。	
①	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け	
②	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供するための貸付け	
③	特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているものに限ります。）の用に供するための貸付け	
④	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付けの用に供するための貸付け	
(2)	農地等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の改正	632
①	農地法において農地とみなされる農作物栽培高度化施設の敷地の用に	

<p>供される土地について、現行の農地と同様に扱うこととされました。</p> <p>② 特例農地等の範囲に、特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地が加えられました。</p> <p>③ 相続税の納税猶予制度について、三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地の営農継続要件が終身（改正前：20年）とされました。</p>	
<p><b>4 小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例の見直し</b></p> <p>(1) 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者が除外されました。</p> <p>① 相続開始前3年以内に、その者の三親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者</p> <p>② 相続開始時に居住の用に供している家屋を過去に所有していたことがある者</p>	641
<p>(2) 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除きます。）が除外されました。</p>	642
<p>(3) 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用することとされました。</p>	642
<p><b>5 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の拡充</b></p> <p>次の業務を行う地方独立行政法人が適用対象となる法人として追加されました。</p>	
<p>(1) 申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務</p>	644
<p>(2) 介護医療院の設置及び管理の業務</p>	644

<p><b>租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正</b></p>	本文参照頁
<p><b>1 相続に係る所有権の移転登記の免税措置の創設</b></p> <p>(1) 相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けないで死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該</p>	647

移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられました。

- (2) 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、当該移転登記の時における当該土地の価額が10万円以下であるときは、当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられました。

**2 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減措置の創設** 648

平成32年3月31日までに都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置が講じられました。

- (1) 所有権の移転登記 1,000分の10 (本則1,000分の20)  
(2) 地上権等の設定登記等 1,000分の5 (本則1,000分の10)

**3 特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税措置の創設** 650

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する特定連絡道路工事施行者が、平成32年3月31日までに特定連絡道路の用に供される土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられました。

**4 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の拡充** 652

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画の認定(平成32年3月31日までにされたものに限り)を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する等の措置が講じられました。

- (1) 合併による不動産の所有権の移転登記 1,000分の2 (本則1,000分の4)  
(2) 分割による不動産の所有権の移転登記 1,000分の4 (本則1,000分の20)  
(3) その他の原因による不動産の所有権の移転登記  
1,000分の16 (本則1,000分の20)

**5 その他の改正**

(1) 適用期限の延長

653

以下に掲げる租税特別措置の適用期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました。

- ① 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減(措法74)  
② 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減(措法74の2)

<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法74の3）</li> <li>④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税（措法76）</li> <li>⑤ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法77の2）</li> <li>⑥ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（措法81）</li> <li>⑦ 特定国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法82）</li> </ul>	653
<p>(2) 特例措置の廃止</p> <p>以下に掲げる特例措置は、適用期限の到来をもって廃止されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税（旧震災税特法40の3）</li> <li>② 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税（旧震災税特法40の4）</li> </ul>	

<b>国際課税関係の改正</b>	本文 参照頁
<p><b>1 恒久的施設関連規定の改正</b></p>	
<p>(1) 恒久的施設の定義の見直し</p>	
<p>① 恒久的施設認定の人為的回避防止措置の導入</p>	
<p>イ コミッショネア契約等を通じた恒久的施設認定の人為的回避防止措置</p>	659
<p>(イ) 従属代理人の範囲の見直し</p>	
<p>恒久的施設とされる従属代理人とは、国内において非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約の締結等をする者をいうこととされました。</p>	
<p>(ロ) 独立代理人の範囲の見直し</p>	
<p>独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者が除外されました。</p>	
<p>ロ 特定活動の除外を通じた恒久的施設認定の人為的回避防止措置</p>	662
<p>(イ) 恒久的施設を有するとはされない活動の範囲の見直し</p>	

非居住者等が特定の活動のみを行う場所は、その活動がその事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、恒久的施設とされる支店等に含まれないものとされました。

(ロ) 事業活動の細分化を通じた恒久的施設認定の人為的回避防止措置の創設

上記(イ)の取扱いは、事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する非居住者等がその事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、その非居住者等がその事業を行う他の場所がその非居住者等の恒久的施設に該当するとき（これらの場所において行う事業上の活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限ります。）等の一定の要件に該当するときは、その事業を行う一定の場所については、適用しないこととされました。

(注) 非居住者等が恒久的施設とされる長期建設工事現場等又は従属代理人を有する場合についても、上記と同様の措置が講じられています。

ハ 契約分割を通じた恒久的施設認定の人為的回避防止措置

667

恒久的施設とされる長期建設工事現場等の期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより恒久的施設とされる長期建設工事現場等を構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととされました。

(注) 外国居住者等所得相互免除法上の国内事業所等とされる長期建設工事現場等についても、上記と同趣旨の人為的回避防止措置が創設されました。

② 租税条約上の恒久的施設の定義と異なる場合の調整規定の整備等

イ 租税条約上の恒久的施設の定義と異なる場合の調整規定の整備

668

我が国が締結した租税条約において、国内法上の恒久的施設と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上の恒久的施設を国内法上の恒久的施設とすることとされました。

(注) 外国居住者等所得相互免除法上の国内事業所等についても、上記と同趣旨の調整規定が整備されました。

ロ その他の改正

669

(イ) 恒久的施設とされる支店等の範囲の見直し

恒久的施設とされる支店等の範囲を、国内にある支店等、天然資源を採取する場所その他事業を行う一定の場所に見直すこととされ

ました。

(ロ) 恒久的施設とされる長期建設工事現場等の範囲の見直し

恒久的施設とされる長期建設工事現場等の範囲を、国内にある長期建設工事等を行う場所等に限定することとされました。

(ハ) 恒久的施設とされる代理人の範囲の見直し

恒久的施設とされる代理人について、その範囲から在庫保有代理人及び注文取得代理人を除外するとともに、従属代理人の範囲から同業者代理人を除外する措置を廃止することとされました。

(2) 恒久的施設の定義の見直しに伴う所要の改正

671

① 外国組合員に対する課税の特例の改組

外国組合員に対する課税の特例について、恒久的施設帰属所得に対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組されました。

② その他の改正

上記①のほか、上記(1)の恒久的施設の定義の見直しに伴い、所得税法・法人税法の恒久的施設関連規定について、所要の整備が行われました。

## 2 外国関係会社に係る所得等の課税の特例の改正

外国子会社合算税制について、次の改正が行われました。

(1) 外国関係会社

679

外国金融機関に該当する外国法人で外国金融持株会社等との間に、その外国金融持株会社等がその外国法人の経営管理を行っている関係その他の特殊の関係がある外国法人が、外国関係会社の範囲に追加されました。

(2) 会社単位の合算課税制度

① 特定外国関係会社

680

清算外国金融子会社等に該当する外国法人の特定清算事業年度における事実上のキャッシュ・ボックスに該当するかどうかの判定について、特定金融所得金額がないものとして計算することとされました。

② 対象外国関係会社

682

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち、一定の外国金融持株会社について、事業基準を満たすこととされました。

③ 適用対象金額

683

適用対象金額について、一定の外国関係会社が行う特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額を控除することとされました。

(3) 部分合算課税制度



① 特定所得の金額	
イ 受取利子等	689
(イ) 経済的な性質が利子に準ずるものの範囲から、一定の金利スワップ等に係る損益の額を除外することとされました。	
(ロ) 部分合算課税の対象から除外することとされる一定のグループファイナンスに係る利子について、その対象となる関連者等の範囲から個人を除外することとされました。	
ロ 固定資産の貸付けによる対価	691
固定資産の貸付けによる対価の額について、その貸付けの範囲に不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含むこととされました。	
② 清算外国金融子会社等の扱い	691
解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社（清算外国金融子会社等）の特定清算事業年度について、特定金融所得金額がないものとして、特定所得の金額及び部分適用対象金額を計算することとされました。	
(4) 外国金融子会社等に係る合算課税制度	
① 外国金融子会社等	
イ 外国金融機関	694
英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととされました。また、英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合も同様とすることとされました。	
ロ 外国金融持株会社等	696
外国金融子会社等に該当する一定の外国金融持株会社の要件について、進出先国の出資規制により発行済株式等の50%超を保有することが認められない外国金融機関の経営管理を行っている場合、中間持株会社を通じて外国金融機関の株式等を保有する場合、金融業に付随・関連する業務を行う外国関係会社の株式等を保有する場合等に対応した要件の見直しが行われました。	
② 特定所得の金額	707
異常な水準の資本に係る所得の課税の対象となる部分対象外国関係会社に関する「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は	

	間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人及びその一の内国法人との間に特定資本関係のある内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社である」旨の要件に見直すこととされました。	
(5)	租税負担割合の計算 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は、その外国関係会社に係る各事業年度の租税の額（本店所在地国以外の国において課される外国法人税の額）の所得の金額（決算に基づく所得の金額を基に、税法令がある国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算における調整と同様の調整を加えて計算した額）に対する割合とすることとされました。この場合において、その外国関係会社が受ける配当等の額はその所得の金額から除くこととし、その所得の金額がないとき又は欠損となるときは、無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合は零とすることとされました。	710
(6)	二重課税調整 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、その外国関係会社に対して課された所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び法人住民税（改正前：所得税、法人税及び復興特別所得税）の額の合計額のうち合算対象とされた金額に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税（改正前：法人税）の額から控除することとされました。	712
(7)	居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例の改正 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例と同様の改正が行われました。	715
(8)	特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（コーポレート・インバージョン対策合算税制）の改正 特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、外国子会社合算税制と同様の改正が行われました。	717
<b>3</b>	<b>集団投資信託の収益の分配等に係る二重課税調整の改正</b>	
(1)	受託者が外国法人である場合	
①	集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者が確定申告書に記載するその収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除外国所得税の額（その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配の額の総額のうちにその者が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額）を控除することとされました。	721
②	集団投資信託を引き受けた外国法人は、その集団投資信託の収益の分	722

配の支払を受ける者に対して通知外国所得税の額その他の事項を通知しなければならないこととされました。	
③ 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除する外国所得税の額は、その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度とすることとされました。	725
④ 受益権投資目的証券投資信託について、その設定に係る受益権の募集を一定の公募により行われたものとする要件が撤廃されました。	726
(2) 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設	
① 所得税関係	
イ 所得税における分配時調整外国税相当額の控除	726
(イ) 居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額（その収益の分配に係る外国所得税の額でその収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された金額のうちその支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額をいいます。以下(2)において同じです。）は、その年分の所得税の額から控除することとされました。	
(ロ) 恒久的施設を有する非居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限ります。）には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、控除限度額を限度として、その年分の所得税の額から控除することとされました。	
ロ 復興特別所得税における分配時調整外国税相当額の控除	728
復興特別所得税申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年分の所得税の額から控除しきれない分配時調整外国税相当額がある場合には、その年分の復興特別所得税の額から控除することとされました。	
② 法人税関係	
イ 法人税における分配時調整外国税相当額の控除	730
(イ) 内国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額（一定の集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、所有期間按分計算をした金額とされます。以下ロまでにおいて同じです。）は、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされました。	

<p>(ロ) 恒久的施設を有する外国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限り。）には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除することとされました。</p>	
<p>ロ 地方法人税における分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>各課税事業年度の分配時調整外国税相当額が内国法人又は恒久的施設を有する外国法人のその課税事業年度の基準法人税額を超えるときは、その超える金額をその課税事業年度の地方法人税の額から控除することとされました。</p>	733
<p>ハ 分配時調整外国税相当額の損金不算入制度の創設</p> <p>法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る分配時調整外国税相当額につき控除を受ける場合には、その分配時調整外国税相当額は損金の額に算入しないこととされました。</p>	734
<p><b>4 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正</b></p>	
<p>(1) 利益の配当の支払時における二重課税調整の適正化</p> <p>特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収所得税の額にその特定目的会社の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度として計算した外国法人税の額を、その源泉徴収所得税の額から控除することとされました。</p>	737
<p>(2) 特定目的会社分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>特定目的会社分配時調整外国税相当額（特定目的会社が納付した外国法人税の額で利益の配当に係る源泉徴収所得税の額から控除された金額のうちその支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額に相当する金額をいいます。）は、分配時調整外国税相当額の控除制度によりその年分の所得税の額又はその事業年度の所得に対する法人税の額から控除できるとされました。</p>	741
<p>(3) 通知外国法人税相当額の通知制度</p> <p>特定目的会社は、その特定目的会社の利益の配当の支払を受ける者に対して、その通知外国法人税相当額その他の事項を通知しなければならないこととされました。</p>	742
<p><b>5 BEPS 防止措置実施条約等の実施に係る国内法の整備</b></p>	
<p>(1) 不動産関連法人の株式等譲渡益課税の改正（BEPS 防止措置実施条約第9条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益）等関係）</p> <p>不動産関連法人の判定時期を、「株式の譲渡の日から起算して365日前の</p>	744

日からその譲渡の直前の時までの間のいずれかの時」とすることとされました。

- (2) 租税条約の特典条項に基づく相手国居住者等に係る認定に関する手続等の改正（BEPS 防止措置実施条約第10条（第三国内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則）等関係）

- ① 租税条約の特典条項に基づく相手国居住者等に係る認定に関する手続の改正

747

相手国居住者等が、国税庁長官から第三国恒久的施設濫用防止ルールにおける権限ある当局による特典の付与に関する規定に基づく認定を受けるための手続の整備等が行われました。

- ② 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける者の手続の改正

752

相手国居住者等が、国税庁長官から第三国恒久的施設濫用防止ルールにおける権限ある当局による特典の付与に関する規定に基づく認定を受けた場合の条約適用手続の整備等が行われました。

## 6 租税条約等に基づく情報交換の実施に係る国内法の整備

- (1) 租税条約等における提供済情報の外国当局による利用範囲の明確化及び要件・手続の整備

753

租税条約等に基づき提供された情報について情報提供国の権限のある当局の許可等を要件として情報受領国による租税犯罪以外の犯罪の刑事手続での利用を許容するとの租税条約等の規定に対応するなどの観点から、我が国が租税条約等に基づき提供した情報の相手国等の当局による利用範囲を明確化するとともに、その利用に係る同意の要件・手続の整備が行われました。

- (2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正

756

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における「報告対象国」として、83か国・地域が定められました。

## 7 その他の国際課税の改正

- (1) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の改正

758

適用期限が平成33年3月31日まで3年延長されました。

- (2) 公的年金等控除の見直しに伴う国際課税の改正

758

非居住者が支払を受けるべき年金に対する源泉徴収等の控除額計算の基礎額が、年齢65歳未満の者については5万円（改正前：6万円）に、年齢65歳以上の者については9万5千円（改正前：10万円）に、それぞれ引き

下げられました。

(3) 納税環境整備

① 外国法人の法人税等の申告書における自署押印制度

758

外国法人について、国内源泉所得に係る責任者及び国内源泉所得に係る経理責任者に対する自書及び押印は廃止し、国内源泉所得に係る責任者の記名及び押印を求めることとされました。

② 連結法人の国外関連者の名称等を記載した書類の提出先の一元化

759

連結親法人が電子申告を行う場合において、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により「国外関連者の名称等」を提供したときは、連結子法人が国外関連者の名称等を記載した書類を添付して、これをその所轄税務署長に提出したものとみなすこととされました。

③ 相手国等の租税の徴収の共助

760

今般の国税徴収法の改正において、参加差押えをした税務署長による換価執行制度が創設されたことに伴い、相手国等の租税の徴収の共助において所要の整備が行われました。

租税条約等の締結・改正

本文  
参照頁

1 日本・リトアニア租税条約の締結

我が国とリトアニア共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対するのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。

768

(2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。

771

772

773

配 当	免税：個人以外受取 10%：その他
利 子	免税：個人以外受取 10%：その他
使用料	免税

(3) 条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等に限って認められること、また、条約の特典を受けるこ

779

とが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典は認められないことを規定しています。

- (4) 条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。 783
- (5) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を実施することを規定しています。 785  
786
- (6) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日に効力を生ずることとなります。 789

## 2 日本・エストニア租税条約の締結

我が国とエストニア共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。なお、恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されます。 797
- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。 799  
800  
801

配 当	免税：議決権保有割合10%以上、保有期間6月以上 10%：その他
利 子	免税：政府受取等 10%：その他
使用料	5%

- (3) 条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等に限って認められること、また、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典は認められないことを規定しています。 807
- (4) 条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。 810

- (5) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を実施することを規定しています。 812  
813
- (6) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。 816

### 3 日本・ロシア租税条約の締結

我が国とロシア連邦との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。 823
- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。 826  
827

	改正前	改正後
配当	15%	免税：年金基金受取 5%：議決権保有割合15%以上、保有期間365日以上 15%：不動産化体株式 10%：その他
利子	免税：政府受取等 10%：その他	免税
使用料	免税：著作権の使用等 10%：特許権又は設備の使用等	免税

- (3) 条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等に限って認められること、また、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典は認められないことを規定しています。 834
- (4) 条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。 838
- (5) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を実施することを規定しています。 839  
840
- (6) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承 843



認を得ることが必要)を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。

#### 4 日本・デンマーク租税条約の全面改正

我が国とデンマーク王国との間の租税条約が署名されました。新たな条約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。なお、恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されます。 851

(2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。 854

	改正前	改正後
配 当	10%：議決権保有割合25%以上、保有期間12月以上 15%：その他	免税：持分保有割合10%以上、保有期間6月以上（注） 免税：年金基金受取 15%：その他
利 子	10%	免税
使用料	10%	免税

855

856

（注）持分は、日本法人支払の場合は議決権、デンマーク法人支払の場合は資本を指します。

(3) 条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等に限って認められること、また、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典は認められないことを規定しています。 861

(4) 条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。なお、この規定は、デンマークにおいて仲裁が実施可能となったときから適用されず。 865

(5) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を実施すること 867

869

を規定しています。

- (6) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。 871

## 5 日本・アイスランド租税条約の締結

我が国とアイスランドとの間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。なお、恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されます。 880
- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、源泉地国における限度税率等を以下のように規定しています。 882  
884  
885

配 当	免税：持分保有割合25%以上、保有期間6月以上（注） 免税：年金基金受取 5%：持分保有割合10%以上、保有期間6月以上（注） 15%：その他
利 子	免税
使用料	免税

（注）持分は、日本法人支払の場合は議決権、アイスランド法人支払の場合は資本を指します。

- (3) 条約の特典の濫用を防止するため、投資所得に対する免税は一定の要件を満たす適格者等に限って認められること、また、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には条約の特典は認められないことを規定しています。 890
- (4) 条約の規定に従っていない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。また、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。 894
- (5) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を実施することを規定しています。 896  
897

(6) 条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、両国間で外交上の公文の交換を行い、交換の日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。	900
<b>6 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結</b>	
OECD / G20の BEPS プロジェクトにおいて、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約に関連する BEPS 防止措置を多数の既存の租税条約に一举に導入するために、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（略称：BEPS 防止措置実施条約）が策定されました。	
(1) 本条約により租税条約に導入される BEPS 防止措置	902
本条約により、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する BEPS 防止措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する BEPS 防止措置が既存の租税条約に導入されます。	
(2) 本条約の適用対象となる租税条約	902
本条約の締約国は、自国の租税条約のいずれを本条約の適用対象とすることを任意に選択することができます。	
(3) BEPS 防止措置の選択	903
本条約の締約国は、本条約に規定する租税条約に関連する BEPS 防止措置のいずれを自国の租税条約について適用するかを所定の要件の下で選択することができます。	
(4) 選択の通告	903
本条約の締約国は、①本条約の対象とする自国の租税条約の一覧、及び、②本条約に規定する租税条約に関連する BEPS 防止措置の規定のうち適用することを選択するものの一覧を本条約の寄託者である OECD 事務総長に通告し、寄託者は全ての通告を公表することとされています。	
(5) 本条約は、2018年3月22日までに署名国のうちの5か国が批准書等を寄託したことにより、2018年7月1日にこれらの5か国について発効し、所定の期間経過後に適用が開始されます。その他の署名国については、それぞれの批准書等の寄託の時から所定の期間経過後にそれぞれについて本条約が発効し、所定の期間経過後に適用が開始されます。	944
(6) 我が国は2017年6月7日に本条約に署名をし、2018年5月18日に第196回国会において本条約は承認されました。なお、我が国は未だ批准書等の寄託は行っていません。	901

<b>消費税法等の改正</b>	本文 参照頁
<b>一 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）における手続の電子化等</b>	
1 輸出物品販売場における免税販売手続について、原則電子的に行うこととされ、その情報等の保存も原則電磁的記録によることとされました。	950
2 一般物品と消耗品とを合算して最低購入金額である5,000円の判定をすることが可能とされました。	954
<b>二 適格請求書等保存方式に関する細目の制定</b>	954
1 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項や公表方法など適格請求書発行事業者登録制度の細目が定められました。	
2 適格請求書に記載すべき消費税額等の計算方法、適格請求書の交付義務が免除される課税資産の譲渡等の範囲、適格簡易請求書の交付が可能な事業の範囲、媒介者等による交付の特例、適格請求書の写し等の保存方法などが定められました。	
3 仕入税額控除制度の適用要件とされる帳簿及び請求書等の範囲や記載事項、保存方法などの細目が定められました。	
4 適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる課税仕入れの範囲が定められました。	
5 課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算するものとされ、売上げに係る税額の計算につきその適格請求書等の写しに記載された税額を積み上げて計算しない場合に限り、課税仕入れに係る支払対価の額の総額から割り戻して計算することができることとされました。	
<b>三 その他の改正</b>	
1 資本金等の額が1億円を超える大法人等に係る確定申告書等の提出につき、その提出の電子化が義務化されました。	970
2 収益認識基準に係る国際会計基準の導入に伴い、長期割賦販売等に係る特例（リース譲渡に係る特例を除きます。）が廃止されることとなりました。	976
3 券面のない有価証券の譲渡に係る内外判定基準について、原則として、当該有価証券を取り扱う振替機関等の所在地で判定することとされました。	978
4 今般の金の密輸に対応するため、輸入に係る消費税ほ脱に対する罰則を強化することとされました。	981
5 軽減税率制度の実施を踏まえ、その実施に伴う簡易課税制度への影響の度合いが大きい飲食物品を生産する農林水産業について、そのみなし仕入率を	982

引き上げることとされました。

- 6 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、既に流通のなくなった「盲人用カナタイプライター」を除外するとともに、個別商品について所要の見直しが行われました。

983

## たばこ税法の改正

本文  
参照頁

### 1 たばこ税の税率の引上げ

(1) たばこ税率が、平成30年10月1日から1,000本につき1,500円（地方分も合わせれば1,000本につき3,000円）引き上げられました。この結果、国のたばこ税の税率（たばこ特別税率を含みます。）は1,000本につき7,622円（地方分も合わせれば1,000本につき15,244円）となります。

986

(2) 上記(1)のたばこ税率の引上げに伴い、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの間に製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税率（たばこ特別税率を含みます。）について、次の期間ごとに、次の税率によることとする経過措置が講じられました。

987

① 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき6,622円（地方分も合わせれば1,000本につき13,244円）

② 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき7,122円（地方分も合わせれば1,000本につき14,244円）

(3) 税率引上げ実施日（平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日）において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため一定数量以上所持する者に対しては、手持品課税を行うこととされました。

988

(4) 上記(3)のそれぞれの税率引上げ実施日前に未納税移出等された製造たばこが、税率引上げ実施日以後に免税手続についての条件不履行などによりたばこ税を徴収されることとなった際のたばこ税の税率は、当該税率引上げの実施日に適用される税率とする経過措置が講じられました。

990

### 2 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税及びたばこ特別税の特例税率の見直し

992

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に適用される旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税及びたばこ特別税に係る特例税率について、その

適用期間が平成31年9月30日まで延長されました。

### 3 加熱式たばこに係る課税方式の見直し

(1) たばこ税法における喫煙用の製造たばこの区分に、加熱式たばこの区分が設けられました。 995

(2) 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（製造たばこ製造者その他の一定の者以外の者がその製造場から移出するものを除きます。）を、たばこ税法上の製造たばことみなすこととされました。 996

また、製造たばことみなされた加熱式たばこの喫煙用具についての製造たばこの区分は加熱式たばことされ、製造たばことみなされた加熱式たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなすこととされました。

(3) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準については、次の①の方法により換算した紙巻たばこの本数と②の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数とすることとされました。 996

#### ① 「重量」に応じた換算方法

加熱式たばこの重量（フィルター等に係る部分の重量を除きます。）の0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算することとし、この方法により紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（0.1g未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた重量）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量をもって紙巻たばこの本数に換算する方法により行います。

#### ② 「価格」に応じた換算方法

次のイ又はロに掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれに定める金額の紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算することとし、この方法により紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの次のイ又はロの金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額をもって紙巻たばこの本数に換算する方法により行います。

イ 小売定価が定められている加熱式たばこ

その小売定価に相当する金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除きます。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ

次の(イ)又は(ロ)の金額に、その加熱式たばこを販売する者（その製造者を除きます。）のその販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びにその加熱式たばこに課されるべきたばこ税、たばこ特別税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税に相当する金額の合計額として一定の方法により計算した金額を加算した金額

(イ) 製造たばこの製造場から移出される加熱式たばこについては、その加熱式たばこの製造者がその移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、その製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除きます。）《いわゆる製造者税抜販売価格》

(ロ) 保税地域から引き取られる加熱式たばこについては、関税定率法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格に、その加熱式たばこに係る関税の額(附帯税の額に相当する額を除きます。)に相当する金額を加算した金額《いわゆる引取価格》

- (4) 上記(3)の課税方式の見直しに伴い、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの間に製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準については、次の期間ごとに、改正前の課税標準（本数）及び改正後の課税標準（本数）のそれぞれに次の率を乗じて計算した本数の合計本数によることとする経過措置が講じられました。

999

期 間	改正前の課税標準 (本数) に乗ずる率	改正後の課税標準 (本数) に乗ずる率
平成30年10月1日から 平成31年9月30日まで	0.8	0.2
平成31年10月1日から 平成32年9月30日まで	0.6	0.4
平成32年10月1日から 平成33年9月30日まで	0.4	0.6
平成33年10月1日から 平成34年9月30日まで	0.2	0.8

- (5) 未納税引取制度の対象範囲に、上記(2)により製造たばこことみなされる加熱式たばこの喫煙用具のうち、製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場又は蔵置場へ引き取るためのもの（その製造たばこ製造者が製造した加熱式たばこの喫煙用に使用されることが明らかなものに限り、）を保税地域から引き取る場合が追加されました。

1000

<p><b>4 未納税移出手続の簡素化</b></p> <p>未納税移出の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置が講じられました。</p>	1001
---	------

<p><b>国際観光旅客税の創設</b></p>	<p>本文参照頁</p>
<p>観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税が創設されました。</p>	1010

<p><b>租税特別措置法等（間接税等関係）の改正</b></p>	<p>本文参照頁</p>
<p><b>一 酒税関係の改正</b></p> <p><b>1</b> 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が5年延長されました。</p> <p>(1) 本特例の適用対象者を前年度総課税移出数量が10,000kl以下の酒類製造者に限ることとされました。</p> <p>(2) 平成32年10月1日以後の果実酒（発泡性酒類に該当するものを除きます。）に係る軽減割合が拡充されました。</p> <p><b>2</b> ビールに係る酒税の税率の特例措置について、その適用対象者を前年度総課税移出数量が10,000kl以下の酒類製造者に限ることとした上、その適用期限が3年延長されました。</p> <p><b>3</b> 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、その適用期限が3年延長されました。</p> <p><b>4</b> 輸出酒類販売場における免税酒類の免税販売手続等の要件について、次の見直しが行われました。</p> <p>(1) 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、非居住者から旅券等の提示を受けるとともに、その旅券等に記載された情報の提供を受けなければならないほか、非居住者に対して免税酒類が輸出するため免税で購入されるも</p>	<p>1021</p> <p>1023</p> <p>1024</p> <p>1025</p>



のであること等を説明しなければならないこととされました。

(2) 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者等は、酒類購入記録情報を電子情報処理組織を使用する方法により、免税手続の際に、消費税の購入記録情報と併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされました。

5 酒類等の製造業又は販売業を相続しようとする相続人が提出する相続申告に添付すべき戸籍抄本について、そのコピーの添付を可能とする等の添付書類の見直しが行われました。 1027

## 二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置について、その適用期限が1年延長されるとともに、平成30年10月1日以後に輸入されるものに係るたばこ税の税率が1,000本につき1,000円引き上げられました。 1028

(参考) 入国旅客が携帯輸入する紙巻たばこ等に係るたばこ税等の免税枠について、所要の見直しが行われました【関税改正】。 1029

## 三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正

1 未納税移出又は移出に係る航空機燃料用揮発油の免税等の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置が講じられました。 1032

2 バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限が5年延長されました。 1034

## 四 石油ガス税及び石油石炭税関係の改正 1035

移出に係る課税石油ガスの特定用途免税及び石油石炭税に係る未納税移出の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を要しないこととする等の措置が講じられました。

## 五 自動車重量税関係の改正

1 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限が延長され、平成33年3月31日までとされました。 1037

2 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、車線逸脱警報装置を装備した一定の乗合自動車等を対象に加える等の見直しを行った上、その適用期限が3年延長されました。 1038

## 六 印紙税関係の改正

1 預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例の適用を受けるため、毎年度必要とされる承認申請について、当初の申請の内容に変更がない場合には、再 1041

度の承認申請を要しないこととされました。

- 2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。

1042

## 電子申告・国税通則・国税徴収等関係の改正

本文  
参照頁

### 一 税務手続の電子化促進のための環境整備

#### 1 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

1053

特定法人（①事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、②相互会社、③投資法人及び④特定目的会社をいいます。以下同じです。）である内国法人又は事業者の法人税、地方法人税及び消費税の申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされている事項（申告書記載事項）又はその添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（添付書類記載事項）を電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされました。

ただし、特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告のうち添付書類については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」といいます。）を提出する方法により行うことができることとされました。

#### 2 申告データの円滑な電子提出のための環境整備

##### (1) イメージデータで提出された添付書面等の原本保存の不要化

1056

e-Taxによる申請等と併せてスキャナ等により作成した電磁的記録（イメージデータ）を送信する添付書面等について、送信に当たり一定の解像度及び階調を確保することを要件とした上で、税務署長等による当該添付書面等の提示等を求める措置が廃止されました。

##### (2) 法人税等の電子申告の添付書面等の光ディスク等による提出

1057

e-Taxにより法人税及び地方法人税の申告を行う場合の添付書面等について、その添付書面等記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとされました。

##### (3) 法人のe-Taxによる申請等に係る認証手続の簡便化

1058

e-Taxにより法人が行う申請等について、当該法人の代表者から委任を受けた者の電子署名等を送信する場合には、当該代表者の電子署名等の送

	信を要しないこととされました。	
(4)	e-Tax による申請等に係るファイル形式の柔軟化 e-Tax により法人税の申告を行う場合の①財務諸表、②勘定科目内訳明細書及び③申告書以外の別表（内訳を記載する部分に限ります。）の記載事項の送信等に関するファイル形式について、これまでの XML 形式又は XBRL 形式に加え、CSV 形式によることも可能とされました。 また、e-Tax による申請等に係る書面等に記載すべきこととされている事項又は添付書面等に記載されている事項若しくは記載すべき事項を送信等する場合におけるその送信等に関するファイル形式について、法令上、国税庁長官が定めることとされました。	1059
(5)	電子納付手続に係る識別符号等の入力省略 マイナンバーカードを用いて e-Tax にログイン（e-Tax の使用に係る情報への電子署名及び電子証明書を送信）した上で電子納付を行う場合には、識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）の入力を要しないこととされました。	1060
二	電子情報処理組織による処分通知等の範囲等の整備 税務署長等が電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことができる処分通知等について、その範囲が拡充され、国税に関する法令等に基づき行われる処分通知等で国税庁長官が定めるもの（適格請求書発行事業者の登録に係る通知、更正の請求に係る更正通知、住宅ローン控除証明書の交付等）とされました。	1065
三	コンビニ納付制度の利用手段の拡充 国税のコンビニ納付について、納付に必要な情報を二次元コード（QR コード）化し、これを利用することにより行うことができることとされました。	1066
四	利子税の計算期間の整備 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用がある場合において、申告した後に減額更正がされ、その後、更に修正申告書の提出等があったときは、その修正申告書の提出等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限ります。）については、その申告税額の納付日の翌日から法定申告期限（延長後の提出期限）までの期間を控除して、利子税の計算をすることとされました。	1067
五	参加差押えをした税務署長による換価執行制度の創設	
1	参加差押えをした税務署長による換価執行 (1) 参加差押えをした税務署長による換価執行 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（参加差押	1070

不動産)が換価の催告をしてもなお換価に付されないときは、滞納処分による差押えをした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定(以下「換価執行決定」といいます。)をすることができるとされました。

(2) 換価執行決定による換価に係る諸手続

換価執行決定の効力を生じさせるための手続、関係者への通知及び換価に必要な書類の引渡し等に関する手続について、整備が行われました。

(3) 不服申立てがされた場合の換価執行決定による換価の取扱い

国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについての決定又は裁決があるまで滞納処分による換価をすることができない財産の範囲に、特定参加差押不動産を含めることとされました。

(4) 買受人による担保権等の引受け

不動産を換価する場合における財産上の質権、抵当権又は先取特権(担保権等)に関する負担の買受人による引受けについて、差押えに係る国税の範囲に、特定参加差押不動産を換価する場合における換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る地方税又は公課を含めることとされました。

(5) 換価執行税務署長による換価代金の配当手続

換価執行決定をした場合における換価執行税務署長による換価代金の配当手続について、整備が行われました。

(6) 他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎ

他の税務署長又は国税局長への滞納処分の引継ぎについて、参加差押不動産を換価に付するため必要があると認める場合を対象とすることとされました。

## 2 換価執行決定の取消し

(1) 換価執行決定の取消し

換価執行税務署長は、特定参加差押えを解除したとき等は換価執行決定を取り消さなければならないこと(義務的取消し)とされ、また、滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合においてその財産を差し押さえたとき等は換価執行決定を取り消すことができること(裁量的取消し)とされました。

(2) 換価執行決定の取消しに係る諸手続

換価執行決定の取消しをした場合における関係者への通知及び換価に必要な書類の引渡しに関する手続について、整備が行われました。

(3) 換価執行決定の取消し後の換価同意行政機関等による換価の取扱い

1077

特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための手続は、換価執行決定が取り消された後でなければすることができないこととされました。

(4) 売却決定の取消しの取扱い

売却決定の取消しについて、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明された場合を対象とすることとされました。

**3 換価の続行**

1082

(1) 換価の続行

特定差押えが解除された場合において、特定差押えの解除により取り消した換価執行決定に係る参加差押えにつき差押えの効力が生ずるときは、その換価執行決定の取消しをした税務署長は、その換価執行決定に基づき行った換価手続をその差押えによる換価手続とみなして、換価を続行することができることとされました。

(2) 換価の続行をした場合における交付要求の効力

換価の続行があった場合には、換価執行決定に基づく換価手続においてされた交付要求の効力について、続行された換価手続に引き継ぐこととされました。

**六 税理士の登録申請手続等の整備**

**1 税理士の登録申請における戸籍抄本の添付省略**

1084

税理士の登録申請書に添付が必要とされる戸籍抄本について、税理士試験受験願書等の提出の時から氏名又は本籍地に変更があった者以外の者については、提出を要しないこととされました。

**2 税理士試験に係る受験手数料の引上げ**

1085

税理士試験の受験手数料について、受験科目が1科目の場合は4,000円（改正前：3,500円）に、受験科目が2科目以上の場合は1科目追加ごとに加算する額を1,500円（改正前：1,000円）に引き上げることとされました。

**七 国際観光旅客税の創設に伴う国税通則関係の整備**

**1 納税義務の成立及び税額の確定手続の整備**

1086

国際観光旅客税の納税義務については、本邦からの出国の時に成立することとされ、その成立と同時に特別の手続を要しないで確定すること（自動確定）とされました。

**2 納税の告知等の徴収手続の整備**

1086

(1) 納税の告知

納税の告知をする国税の範囲に、法定納期限までに納付されなかった国際観光旅客税が加えられました。

(2) 徴収の所轄庁

徴収の所轄庁について、①国内事業者による特別徴収方式の国際観光旅客税にあつては、その納税地を所轄する税務署長と、②国外事業者による特別徴収方式及び直接納付方式の国際観光旅客税にあつては、その納税地を所轄する税関長とされました。

(3) 被担保債権との調整

抵当権等の設定日と納税告知書を発した日の先後により優劣を判定する国税の範囲に、国際観光旅客税が加えられました。

**3 延滞税の整備**

1087

延滞税の対象となる場合に、特別徴収方式の国際観光旅客税を法定納期限までに完納しない場合が加えられました。

**4 不納付加算税及び重加算税の整備**

1087

不納付加算税及びその不納付加算税に代えて課される重加算税の対象となる国税の範囲に、特別徴収方式の国際観光旅客税が加えられました。

**5 調査手続の整備**

1088

(1) 質問検査権

国際観光旅客税に関する調査に係る質問検査権について、整備が行われました。

(2) 調査の事前通知及び調査終了の際の手続

国際観光旅客税について、調査の事前通知及び調査終了の際の手続の対象とされました。

**八 その他の納税環境整備関係の改正**

**1 輸出品に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権の整備**

1090

免税販売手続の電子化に伴い、輸出品販売場において免税購入された輸出品に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権について、整備が行われました。

**2 農林年金制度における特例一時金に係る国税滞納処分による差押禁止措置の整備**

1090

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の改正により新たに支給されることとなる特例一時金について、①遺族系又は障害系の特例年金給付に代えて支給されるものにあつては、国税の滞納処分による差押えを禁止し、②退職系の特例年金給付に代えて支給されるものにあつては、退職手当等と

して一定額までの差押えを禁止する措置が講じられました。

### 3 進学準備給付金に係る国税滞納処分による差押禁止措置の整備

1092

生活保護法の改正により新たに支給される進学準備給付金について、国税の滞納処分による差押えを禁止する措置が講じられました。

## 地方税法等の改正

本文  
参照頁

### 1 個人住民税

#### (1) 個人所得課税の見直し

1101

##### ① 基礎控除の引上げ及び逡減・消失

イ 給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました（給与所得控除・公的年金等控除の引下げについては、所得税における見直しが個人住民税に自動影響）。

ロ 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設けることとされました。

##### ② 基礎控除が消失する合計所得金額2,500万円超の納税者には、調整控除を適用しないこととされました。

③ 総所得金額等・合計所得金額により所得要件を設けている所得控除・非課税措置に係る所得要件（同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除に係る配偶者など）について、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、10万円引き上げることとされました。

#### (2) 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し

1105

① 公的年金等支払報告書の様式の見直しを行い、源泉控除対象配偶者の有無等及び所得の見積額を記載することとされました。

② 上記①の見直しに伴い、配偶者が源泉控除対象配偶者である場合の配偶者特別控除について、住民税の申告書を提出せずとも適用を受けられることとされました。

#### (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例措置について、その適用期限を平成31年12月31日まで2年延長することとされました。

1107

#### (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例措置について、その適用期限を平成31年12月31日まで2年延長することとされました。

1107

(5) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出について、eLTAX又は光ディスク等による電子提出を義務付ける基準を見直すこととされました。	1107
<b>2 地方法人課税</b>	
(1) ガス中小事業者のガスの製造及び小売に係る事業に対する法人事業税の課税方式について、外形標準課税（付加価値割・資本割）及び所得割による課税方式（改正前：収入金額課税）に変更することとされました。	1107
(2) 電気事業者が日本卸電力取引所において自ら販売した電力を自ら買い戻す場合（自己約定）には、法人事業税収入割の課税標準からその買い戻しに係る支払金額を控除することとされました。	1108
(3) 一般送配電事業者が託送料金の一部として回収する賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、法人事業税収入割の課税標準から控除することとされました。	1109
(4) 特定法人（事業年度開始の時ににおける資本金の額が1億円を超える法人など）である内国法人に対し、納税申告書及び添付書類を電子申告により道府県知事・市町村長に提供しなければならないこととされました。	1109
(5) 外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が、法人税の電子申告の際に貸借対照表及び損益計算書を添付した場合には、法人事業税の申告においても、これらの書類の添付があったものとみなすこととされました。	1109
(6) 国際課税における見直し（恒久的施設、外国子会社合算税制等）	1110
① 恒久的施設の範囲について、国税と同様、租税回避を防止するための見直しを行うこととされました。	
② 外国子会社合算税制等の見直しに伴い、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度を創設することとされました。	
(7) 国税の改正に伴うもの（租税特別措置）	1111
① 法人事業税付加価値割の所得拡大促進税制について、国税の賃上げ及び投資の促進に係る税制の創設（所得拡大促進税制の改組）を踏まえ、同様に要件の見直しを行うとともに、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。	
② 国税の中小企業者等における所得拡大促進税制の改組に伴い、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。	



③	国税における情報連携投資促進税制の創設に伴い、法人住民税の課税標準となる法人税額を算出するにあたり適用することとされている租税特別措置法の税額控除の範囲に同税制を追加することとされました。	
④	国税における雇用促進税制の廃止及び地方拠点強化税制の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととされました。	
(8)	<b>納税環境整備</b>	1112
①	法人事業税及び地方法人特別税の申告における法人の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止することとされました。	
②	国税における利子税の計算期間の見直しに伴い、法人住民税・法人事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金のうち、増額更正及び修正申告に係るものの計算期間について、国税と同様の見直しを行うこととされました。	
3	<b>地方消費税</b>	1113
	地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、次のとおり見直しを行うこととされました。	
①	小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものが除外されました。	
②	統計カバー率が50%（改正前：75%）に変更されました。	
③	統計カバー外（50%）の代替指標が人口とされました。	
4	<b>自動車取得税</b>	
(1)	先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その特例措置の対象車両に車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 t超22 t以下のトラックを加えるとともに、車両安定性制御装置（EVSC）、衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）及び車線逸脱警報装置（LDWS）の3装置のうちいずれか2装置以上を搭載した自動車を取得した場合は、取得価格から525万円控除した額を課税標準とすることとされました。	1114
(2)	取得価格50万円以下の自動車に係る自動車取得税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで1年6月延長することとされました。	1115
5	<b>軽油引取税</b>	
(1)	以下の軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。	1116

① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り	
② 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り	
③ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り	
④ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り	
⑤ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り	
(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態安全確保法等に基づき行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置、及び同者が物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき締約国軍隊の船舶の動力源に供するために行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。	1116
<b>6 固定資産税・都市計画税</b>	
(1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、地方公共団体の条例による減額制度を含め、平成29年度までの負担調整措置の仕組みを継続することとされました。	1116
(2) 償却資産に係る固定資産税	1119
生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に基づき行われた中小企業者等の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設することとされました。	
(3) 税負担軽減措置等の創設等	1120
① 首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備について、固定資産税を最初の3年間は4分の3とする特例措置を創設することとされました。	
② 都市再生特別措置法に規定する都市再生推進法人が取得をした立地誘導促進施設協定の目的となる一定の土地等について、固定資産税及び都市計画税を最初の3年間は3分の2とする特例措置を創設することとされました。	
③ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市	

計画税について、税額の3分の1を減額する特例措置を創設することとされました。

- ④ 生産緑地地区の区域内の一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税について、現行生産緑地に講じている措置と同様、農地評価・農地課税とする特例措置を創設することとされました。
- ⑤ 都市計画法の改正に伴い、開発・建築規制の対象となった田園居住地域内の農地について、その規制に見合った固定資産税の評価の見直しを行うこととされました。

#### (4) 税負担軽減措置等の拡充等

- ① 独立行政法人国民生活センターの業務用資産に係る固定資産税の非課税措置について、その特例の対象となる固定資産に、特定適格消費者団体の行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の用に供する固定資産を追加することとされました。
- ② 津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、その特例の対象となる避難施設・償却資産の拡充を行った上で、協定締結、取得等の期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。
- ③ 鉄道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その特例の対象となる鉄道施設の見直しを行った上で、特例対象資産の取得の期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、税額の減額割合の見直しを行った上で、特例対象資産の取得の期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。

#### (5) 税負担軽減措置等の延長

- ① 新築住宅に係る固定資産税の減額特例措置（新築住宅特例）について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ③ 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額特例措置について、その特例の床面積要件に上限を設けた上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑤ 省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額特例措置について、その特例の床面積要件に上限を設けた上で、その適用期限を平成32

1122

1123

年3月31日まで2年延長することとされました。

- ⑥ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑦ 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑧ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑨ 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑩ 国家戦略特別区域における特定研究開発事業の用に供する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑪ 認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- (6) 税負担軽減措置等の整理合理化
- ① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、以下の見直しを行った上、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
    - イ 汚水又は廃液の処理施設に係る特例措置について、税額の減額割合及び対象設備を縮減することとされました。
    - ロ 特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例措置を廃止することとされました。
    - ハ 産業廃棄物処理施設に係る特例措置について、産業廃棄物処理施設のうち石綿処理施設について税額の減額割合を縮減することとされました。
    - ニ 公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る特例措置について、対象設備を縮減することとされました。
  - ② JR貨物が取得した新規製造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その特例の対象車両を縮減した上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。

- ③ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、税額の減額割合を縮減した上で、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。
- ④ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例の対象船舶の縮減を行った上で、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑤ 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、都市計画税の特例措置を廃止し、固定資産税の特例措置に係る税額の減額割合を縮減した上で、その適用期限を平成31年度分まで2年延長することとされました。
- ⑥ 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、税額の減額割合を縮減した上で、その適用期限を平成31年度分まで2年延長することとされました。
- ⑦ バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、脂肪酸メチルエステル製造設備については特例の適用対象者を中小企業者等に限定した上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、以下の見直しを行った上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- イ 出力1,000kW以上の太陽光発電設備及び出力20kW未満の風力発電設備について、税額の減額割合を縮減することとされました。
- ロ 出力5,000kW以上の水力発電設備、出力1,000kW未満の地熱発電設備及び出力10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備について、税額の減額割合を縮減することとされました。
- ⑨ 放送ネットワーク災害対策用設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例対象要件の見直しを行った上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑩ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、特例の対象となる土地の範囲の見直しを行った上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- (7) 税負担軽減措置等の廃止
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う被災事業者用の仮施設整備事業に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、廃止す

ることとされました。

- ② 特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家住宅等に係る固定資産税の減額特例措置について、廃止することとされました。

## 7 不動産取得税

- (1) 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。 1129
- (2) 税負担軽減措置の創設 1129
- ① 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る特例措置を創設することとされました。
- ② 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した不動産に係る特例措置を創設することとされました。
- (3) 税負担軽減措置等の拡充 1131
- ① 個人が取得後に耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅の敷地について、税額から、「当該住宅の床面積の2倍相当の税額」と「150万円×税率」のいずれか多い額を減額することとされました。
- ② 買取再販売事業者（宅地建物取引業者）が取得する一定の中古住宅の敷地について、税額から、「当該住宅の床面積の2倍相当の税額」と「150万円×税率」のいずれか多い額を減額することとされました。
- ③ 贈与税の納税猶予の適用対象農地に係る不動産取得税の徴収猶予に関する特例措置について、特例の対象となる農地等の範囲を拡充することとされました。
- (4) 税負担軽減措置等の延長 1131
- ① マンション建替事業等により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の軽減措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。
- ④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。

⑤	新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。	
⑥	中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長することとされました。	
(5)	税負担軽減措置等の廃止	1132
①	独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う被災事業者用の仮施設設置準備事業に係る非課税措置について、廃止することとされました。	
②	東日本大震災による被災鉄道施設に代わるものとして復興まちづくり計画に従って鉄道路線が移設等される際に取得される鉄道用地に係る課税標準の特例措置について、廃止することとされました。	
<b>8</b>	<b>事業所税</b>	
(1)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を法人の事業について平成31年6月30日まで1年3月延長することとされました。	1133
(2)	改正後の介護保険法に規定される介護医療院（医療法人が設置するものに限ります。）について非課税措置を創設することとされました。	1133
(3)	児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正後の障害児通所支援事業及び障害福祉サービス事業について、引き続き社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置を講ずることとされました。	1134
<b>9</b>	<b>地方のたばこ税</b>	
(1)	地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）について、国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、平成30年10月1日から3段階で1本当たり0.5円ずつ計1.5円（国・地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）引き上げることとされました。	1134
(2)	加熱式たばこについて、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととされました。	1134
(3)	地方のたばこ税率の引上げに伴う経過措置として、手持品課税を実施することとされました。	1135
<b>10</b>	<b>国民健康保険税</b>	1137
	国民健康保険に要する費用に高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置について、適用期限を平成36年3月31日まで6年延長することとされま	

した。

## 11 納税環境整備等

- |   |      |
|---|------|
| (1) 共通電子納税システム（共同収納）を導入することとされました。          | 1138 |
| (2) eLTAX の安全かつ安定的な運用のための必要な措置を講ずることとされました。 | 1140 |